
令和 6 年度第 1 回鹿沼市上下水道事業経営委員会議事録

《日 時》令和 6 年 8 月 27 日（火） 午前 10 時～午後 12 時 30 分

《場 所》鹿沼市役所本庁舎 3 階特別会議室

《出席委員》池田 裕一 佐藤 秀紀 設樂 光江
小林 俊明 落合 一江 小島 実
兼目 千恵子 神家満 晃 (敬称略)

《事 務 局》・高村上下水道部長 ・北島企業経営課長 ・関口水道課長
・上田下水道課長 ・高久下水道担当兼所長兼係長事務取扱
・大門水道担当兼係長事務取扱 ・小林下水道担当兼係長事務取扱
・峯田企業経営課長補佐兼水道経営係長 ・大川浄水施設係長
・荒井給水係長 ・石川下水道経営係長 ・柳田料金係長

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 市長あいさつ

4. 委員および事務局自己紹介

5. 委員長・副委員長の選出（互選）

事務局：鹿沼市上下水道事業経営委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、この委員会の委員長および副委員長は、委員のうちから互選することになっております。

選出について皆様にお諮りいたします。どなたかご意見はございますか。

委 員：学識経験を有する方がお二人いらっしゃるのので、その方に委員長、副委員をお願いしてはどうでしょうか。

⇒全委員異議なしにより、委員長に池田委員、副委員長に佐藤委員を選出

6. 議 事 ※資料 1～3 は事前配布

事務局：本日は過半数以上の委員にご出席をいただいております。

鹿沼市上下水道事業経営委員会条例第 6 条第 2 項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、本日の議事の進行につきましては、上下水道事業経営委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、池田委員長に議長をお願いいたします。

委員長：しばらくの間、議長を務めさせていただきますが、円滑な議事進行にご協力お願いいたします。

本日の会議の内容については、鹿沼市審議会等の会議の公開に関する要綱第 10 条の規定により、後日会議録として公開いたします。

なお、本日、傍聴者はありません。

(1) 鹿沼市上下水道事業経営委員会について 資料 1

事務局：資料 1 に基づき、設置の背景、概要、審議する内容、今年度のスケジュールについて説明。

(2) 水道事業の概要等について 資料 2

(3) 下水道事業の概要等について 資料 3

事務局：資料 2 に基づき、水道事業の概要等について説明。

事務局：資料 3 に基づき、下水道事業の概要等について説明。

委員：今の説明によると使用料の見直し、値上げの方向、それも適切だとは思いますが、その上で確認したい。

資料 2、水道料金のしくみのところで、鹿沼市の基本料金は 935 円ということだが、県内 14 市の平均、全国平均はいくらぐらいなのか。

事務局：水道料金の基本料金 935 円について、県内の平均ということでよろしいか。

委員：合わせて全国平均がわかれば。

事務局：基本料金と従量料金を合わせたものであれば、県内平均は把握しているが、基本料金のみのは把握していない。

委員：高齢者世帯や非課税世帯などがあると思うが、今後基本料金が上がると負担が増え、健全な見直しという点では欠けてしまうと思う。

委員：水道料金について、今年度見直しはしないということを聞いているが、次回見直しまでに検討してもらえれば。

委員：関連して、水道料金は誰が対象であっても、個人でも事業所でもこの料金になるのか。

事務局：世帯構成などには関係なく、メーター口径、使用した量で違う。

委員：今後、値上げの方向で審議していくのだと思うが、細かい資料を用意してもらい、審議できるようにしてもらいたい。

現状は、料金も変えていないということだし安いのだと思う。少しは考えないとと思うが、しっかり資料を出してもらえれば。

委員：下水道使用料については値上げの方向だとは思いますが、今の料金に見直したのはいつ頃なのか。

事務局：平成 24 年に改定し、平成 25 年 4 月 1 日から現在の使用料となっている。それ以降は改定を行っていない。

委員：下水道に着目して質問するが、上水道の年間配水量が 1,024 万 m³、下水道の年間処理水量が 1,086 万 m³で大きいですが、これはどう考えたらよいのか。

また、年間有収水量も上水道は 808 万 m³とあるが、下水道は 643 万 m³と差が大きいですが、これはどのように理解したらよいのか。

基本的に料金は上水道の量が下水道で、同じように集めていると思う。その差を教えてほしい。

事務局：鹿沼市の下水道の有収率は、県内 14 市中 13 位とかなり低い数字である。

原因としては、管の老朽化に伴い地下水などの流入が多い。そのような不明な水、料金がかかっていない水が多いということの有収率が下がっている現状である。

また、本来は汚水と雨水は分けて処理する分流式をとっているが、何らかの要因により雨水が汚水管に入ってしまう。

そのようなことから、使用料がかかっている有収水量に対し、処理水量が多い現状がある。

委員：下水の方が有収水量が低いのは漏れが多いのか。

事務局：漏れではなく入ってきてしまうということ。

事務局：水道と下水道では、下水道の方が使用者がかなり少なく、給水人口の 2/3 程度。上水の方が圧倒的に給水量が多い。

本来、水道が使った分の水が下水道に入ってくるのが一般的な考えで、総処理水量も水道に対して下水道はかなり低くならないといけないが、1,086 万 m³も入ってくるとするのは、それだけ下水の施設に集まってきているということ。

その処理水量が相当多いので、有収水量もかなり低くなっている。

このような現状があるため、老朽管の整備は進めていかななくてはならない。有収率を上げないと、経営の効率化が図れないが、そういったことにもお金がかかる。水道については、まだ利益を生んでいる状態であり、今のところ料金改定は考えていないが、下水道については早急に改善していかないと、今後利用者がどんどん減っていく中で、料金も減っていく。料金収入を得た上で整備を進めていかななくてはならない。

委員：そうすると、下水道の有収水量の 643 万 m³という値がそれほど異常という数字でもなく、年間の総処理水量が異常に高いという理解でよいのか。

事務局：そういう理解で。

委員：下水道に関して改善するとなると、入ってくる水を減らさないといけないとか。今後は、余計な地下水などが流入しないように対策していくのか。

事務局：その通りである。

委員：次回示されるのだと思うが、現在の下水道使用料を決めた時の計画というのがある程度理解できるようにしてもらいたい。

前回、料金を決めた時と今とどう違うのか、どこが違ってしまっているのかが分かるようにするのが有効かと思う。

事務局：決めた時の計画や背景といったところをまとめて次回示したいと考えている。

事務局：基本料金が水道は 5 m³で、下水道は 10 m³となっているが、本来は水道と下水道の料金はセットで考えないといけないというものもある。

前回の改定の際の資料、今回の改定の目指すところ、そういった資料は用意したい。

委員：農業集落排水使用料は人数割で算定されているが、幼児や大人によっても使用量に違いがある。不公平なのではないか。今後見直さなければいけないのかなと。

事務局：次回の経営委員会で改定案をお示しする際、詳細を説明したいと考えている。

事務局：農業集落排水の地域は、水道を使用していない世帯も多い。水道とセットで考えられないため、一人当たりの使用量を想定して、世帯が何人かということで料金設定をしている。

そのため、下水道と農業集落排水とでは料金体系が違う。今回改定を考えているのは公共下水道の使用料である。

公共下水道は都市計画区域内に整備されているもので、その範囲内で料金改定を進めたいと考えている。

本来であれば、（使用料収入で賄わなければならないが）その一部の区域に税金を充てるのはどうなのかという考え方もあるため、その辺も含めて見直しを進めさせていただければと考えている。

委員：公共下水道と農業集落排水はそれぞれで独立採算制なのか。

事務局：資料３の１ページの中の公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業の３つを合わせて独立採算制ということである。

委員：それらについては、互いに融通することができるということか。

事務局：そういうことも考えられるが、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業は規模が小さいため、規模が大きい公共下水道事業の収支によるところが大きい。

7. その他 事務連絡

8. 閉 会

～参考資料～ ※当日配布

- ・（参考１）鹿沼市上下水道事業経営委員会条例
- ・（参考２）公営企業会計のしくみ
- ・（参考３）水道事業のあらまし
- ・（参考４）下水道事業のあらまし
- ・（参考５）用語集

《施設見学》 ・ 第１浄水場（千手町） 【水道施設】
 ・ 黒川終末処理場（上殿町） 【下水道施設】